

「三浦半島はイタリア半島プロジェクト参加店」登録事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「三浦半島はイタリア半島プロジェクト参加店（以下「参加店」という。）」登録事業について、必要な事項を定めるものとする。

(実施体制)

第2条 本事業は、三浦半島観光連絡協議会（以下「協議会」という。）が実施するものとする。

また、事務局は神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター企画調整部に置くものとする。

(参加店登録の要件)

第3条 参加店は、次の要件を全て満たすメニューを提供するものとする。

なお、メニューはイタリア国旗に使われている赤、白、緑の3色を使用するよう努めるものとする。

- (1) イタリアとの関連食材を別表から原則1品以上使用すること。
- (2) 三浦半島産食材を1品以上使用すること。
- (3) イタリア料理、またはイタリア風・イタリア仕立ての料理であること。
- (4) 「メニュー名」又は「メニューの説明書き」に、前3号で使用する食材情報等（食材名、産地、料理内容等）を明記すること。
- (5) 通年で提供すること。

(参加店登録の手続)

第4条 参加店の登録を希望する店舗は、「三浦半島はイタリア半島プロジェクト参加申込書（第1号様式）」により、協議会へ申し込むものとする。

協議会は、申込内容を確認し、前条の要件を満たしている場合に参加店として登録する。

(通知書等の交付)

第5条 協議会は、前条により登録したときは、申込者に登録通知書（第2号様式）及び参加店シール（第3号様式）を交付する。

(参加店への支援)

第6条 協議会は、次に示す事項を実施し、参加店の販売促進を支援するものとする。

- (1) 三浦半島広域観光ウェブサイト、SNS及びデジタルサイネージ「LAUMI」への掲載

- (2) メニューPOPの制作、配布
- (3) 料理研究家によるメニュー開発及び食材調達等の相談

(参加店の役割)

第7条 参加店は、次に示す事項を実施するものとする。

- (1) 三浦半島産食材を積極的に取り扱う。
- (2) 店舗内に参加店シール等を掲示し、その他の販促ツールを積極的に活用する。
- (3) 三浦半島はイタリア半島プロジェクトのPR活動に協力するように努める。

(調査への協力義務)

第8条 参加店は、メニューの販売状況等について、協議会が行う調査に可能な限り協力しなければならない。

(参加店の情報変更及び登録辞退)

第9条 参加店はメニューを変更する場合は、「三浦半島はイタリア半島プロジェクトメニュー変更届出書（第4号様式）」に必要事項を記入の上、協議会に提出するものとする。

ただし、当日の仕入れ状況等による食材産地の変更、使用食材の変更など短期間又は軽微な変更については、届出書の提出は不要とする。

- 2 参加店は登録内容に変更（第1項による場合を除く）があった場合、または参加店の登録を辞退する場合は、「三浦半島はイタリア半島プロジェクト参加店登録情報変更・辞退届出書（第5号様式）」に必要事項を記入の上、協議会に提出するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

- 2 平成29年度までに三浦半島はイタリア半島プロジェクトに参加していた店舗の取扱いについては、協議会と店舗で調整の上、旧ルールでの参加も可とする。

附 則

この要領は、平成30年8月21日から施行する。